

日光市消費生活センターだより

新型コロナウイルスに関連した給付金やワクチン接種に便乗した 詐欺やトラブルが増えています！

市役所職員や警察、金融機関を名乗るあやしい電話や訪問、心当たりのない発信元からのメールなどには気を付けてください。被害に遭わないために

「絶対に 渡さない！！ 教えない！！」心構えが大切です。

注意 **絶対にありません**

- ATM(現金自動預払機)の操作をお願いする。
- キャッシュカードを受け取りに行く。
- 受給にあたり、手数料の振り込みを求める。
- メールを送り、URLをクリックして申請手続きをする。



【渡さない！！】

- ☞通帳
- ☞キャッシュカード
- ☞マイナンバーカード



【教えない！！】

- ☞口座番号
- ☞暗証番号
- ☞マイナンバー



毎年、日光市役所職員を騙った不審な電話が確認されています。還付金等の手続きで市職員や金融機関の職員がATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

～消費生活に関する相談は～ 日光市消費生活センター

〒321-1261 日光市今市456番地
(ショッピングプラザ日光4階)

TEL0288-22-4743

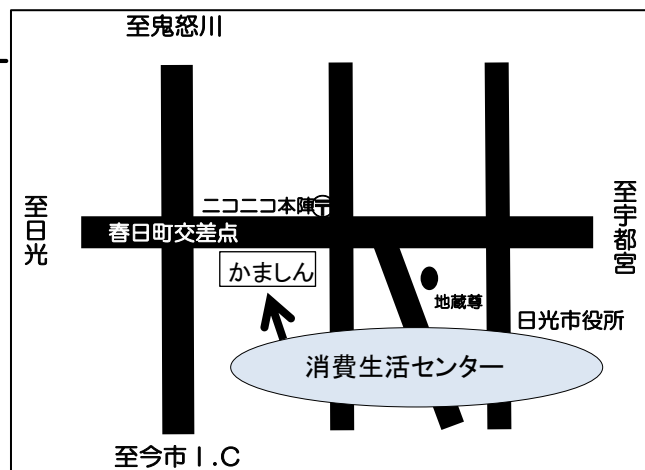
受付時間 月～土曜日 10:00～16:00

休所日 日曜日、祝日、年末年始

4月1日から「日光ランドマーク」3階へ移転します。

3月28日～31日は引越しの為休所です。

消費者ホットライン(局番なしの188)
へお電話ください。



2022年4月1日から成年年齢が「18歳」になります。

～成年年齢の引き下げによって、18歳、19歳の方は、親権者の同意なく
一人で様々な契約ができるようになります～



- (例) ★スマートフォンを購入できる。
★一人暮らしのためのアパートを契約する。
★クレジットカードを作る。
★ローンを組んで自動車などの高額商品を購入する。



社会経験の少ない若者を保護するため、未成年の契約は親権者の同意が必要と法律で定められています。そのため、未成年が親権者の同意を得ていない契約(少額契約を除く)は原則取り消すことができます。

そこで悪質業者は、親権者の同意が不要な「新成人」を狙っています。
成人になった途端に契約トラブルに巻き込まれるケースがあります。

「新成人」は、よーい層注意が必要です。

一緒に もうけようよ！
人を紹介すれば
紹介料も入るし！

誰でも簡単に
もうかるよ～

お試しだと思ったのに…
定期購入!?



気を付けて！20歳にならないとできないもの

お酒やたばこ、競馬や競輪などのギャンブルは
20歳になってからです。



特殊サギ撃退機器 無料貸出中！！
特殊サギ撃退機器を使ってサギを予防しませんか？
貸出期間は半年間。更新は1回まで。料金は無料です。
対象世帯：65歳以上の夫婦世帯 65歳以上の単身世帯
日中65歳以上の方のみの世帯



問合せ：日光市役所 生活安全課 ☎ 21-5112